

最初に聞いていた料金よりも高額請求された!!

鍵開けで高額な請求を受けた!  
その場で支払わずに、消費生活センターへ相談を



◆問い合わせ◆役場産業振興課商工労働係 ☎85-4806

◆◆相談事例◆◆

自宅の鍵を紛失したことに気づき、インターネットで検索したところ、鍵開けの価格が「8千円～」という表示の業者を見つけました。高くても1万円以内で修理できると依頼しましたが、特殊な鍵という理由で、修理後7万円以上の請求をされました。請求どおりの料金を支払わなければならないのでしょうか。

◆◆回答します◆◆

鍵の出張修理サービスは、依頼した際には聞いていなかった費用を請求されたり、最初に聞いた料金より高額な請求を受けるなどのトラブルが見られます。請求額が高額になった時は理由を尋ね、金額の内訳を確認しましょう。納得できない場合は、その場で料金を支払わず、消費生活センターなどに相談しましょう。

◆◆消費者へのアドバイス◆◆

鍵、水漏れ、トイレの詰まりの修理、害虫駆除などのお出張サービスを利用した際に、事業者とトラブルになるケースが見られます。事例としては、ホームペー

ジに表示されていた価格よりも高額な請求を受けたり、見積もり無料という記載があるにも関わらず見積料を請求されたり、説明を受けた料金より高額だったため作業を断ったらキャンセル料を請求されたなどのトラブルが寄せられています。

これらの作業は現場の状況次第で作業内容が変わるため、必ずしも広告の表示や電話の説明通りの料金で作業を依頼できるとは限りません。

なお、修理などを急ぎ、契約内容や料金について十分な検討をしないまま契約してしまい、トラブルにつながるケースが見られます。依頼する前に、料金や作業内容を確認し、複数社から見積もりを取りましょう。

また、事業者に見積料やキャンセル料が発生するが事前に確認し、納得できない場合は断りましょう。

●消費者ホットライン ☎0570-064-370  
●旭川市消費生活センター☎0166-22-8228

すぐに消費生活センターに相談しましょう

10/1 年金生活者支援給付金制度がはじまります!!



年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには、請求書の提出が必要です。ご案内の事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

◇対象となる方

- 高齢基礎年金を受給している方
- 以下の要件をすべて満たしている必要があります。
- 65歳以上である
- 世帯員全員が市町村民税非課税となっている
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である
- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
- 前年の所得額が約462万円以下である

◇請求手続き

- ①平成31年4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きのご案内が9月上旬から順次届きます。請求手続きはお早めに

同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を記入し提出してください。

②平成31年4月2日以降に年金を受給しはじめた方  
年金の請求手続きと併せて年金事務所または町で請求手続きをしてください。

◇不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはなりません。年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

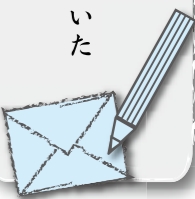
『給付金専用ダイヤル』☎0570-05-4092（ナビダイヤル）詳しくは、ホームページをご覧ください

年金給付金 検索

◆一昨年、旭川から移住しました。雨の日に遊べる場所を・・・と思いますが、お金も時間も掛かるので、これなら早くできるのでは?というものを提案します。



町長への手紙  
「町長への手紙」にお寄せいただいた  
手紙とその回答を紹介します。



内があるため、安心して遊べます。掃除はしていかないという声も聞きましたが、いかがでしょうか。

また、児童公園は一番メインの公園で遊具もありませんが、比布唯一の遊具ありの公園にしては、遊具が少なくないと思われ、いろいろな良い公園を参考に、子どもが喜ぶ遊具が増えるの良いと思います。百年記念公園は自然が良く、児童公園は遊具で楽しく、それぞれの特性を伸ばして、あるものを大事にさらに良くしていければ素敵だと思えます。

S町長からの回答S

お手紙をいただき、ありがとうございます。

米澤 久美子(緑町)

1点目の水遊び場の清掃についてお答えします。百年記念公園は、東屋や池があり、町民の憩いの場、子どもたちの遊び場として利用されています。池は、水や石場が汚れてきたら清掃し、塩素を注入することで殺菌消毒をします。子どもたちが手足を入れて遊ぶことは問題ありませんが、泳ぐことや潜ることは禁止しています。

今後は、清掃回数を増やし、子どもたちが池に手足を入れて遊べる環境を整えていきますが、衛生上、遊んだあとには必ず水道水で洗い流すようお願いいたします。

また、児童公園（中央ふれあい広場）の水遊び場では、1か月に3回、池の水を抜き、清掃作業を行っています。しかし、雨などの影響で、清掃をしてもすぐに水が汚れてしま...

てしまう場合もあります。また、夏場など水温が上がりにくい時期には比較的すぐに状況も悪化しますので、清掃回数を見直すなど、できる限りきれいな状態で子どもたちが安心して遊んでいただけるよう維持管理に努めます。

お手紙の中でありました、清掃した日がわかる「案内」につきましても、他の公園を参考にさせていただきながら今後、設置します。

2点目の公園の遊具についてお答えします。児童公園は、平成2年に整備された町内で最も多くの遊具を有する公園です。

しかし、近年は遊具の老朽化も進み、使用が危険であると判断された一部の遊具については撤去をし、費用的な面からも大きな補充がされていないのが現状です。

町内にある各公園の遊具も老朽化が進んでいることから、小さな公園を集約化し、遊具を更新していくことも検討しながら、遊具のある公園として、子どもたちや親子が楽しめる環境づくりに努めたいと思います。

本町には子どもたちが雨の日でも遊べる場所はとても少なく、子育て世代の皆さんからは「雨の日でも遊べる場所を」というご意見を多くいただいているのも事実です。新たな環境づくりが必要であることは感じていますが、新しい施設を整備するためには、ご指摘のとおり多くの費用が必要となりますので、財源の確保を含めて検討します。

お手紙の中の「特性を伸ばして、あるものを大事に」という考え方には、大いに賛同するところです。現在、榊V O R E A S に貸与していますグイレッジ・バイ・ヴォレアス(旧中学校)など、現施設を有効活用できないか十分検討させていただきます。

◆◆

【お寄せください】  
町のまちづくりについて、ご意見やアイデア、ご要望をお聞かせください。普段の生活で気付いたこともお気軽にお寄せください。皆さんの「こえ」をお待ちしています。

●問い合わせ●  
役場まちづくり推進室広報係  
☎85-4802